

# 「利益相反ワーキング・グループ 報告書」

2002年11月1日

科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部  
会 産学官連携推進委員会  
利益相反ワーキング・グループ



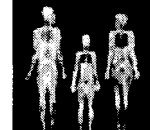
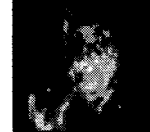
## 2年前に指摘 医学・医療分野の利益相反

- 医学・医療の分野における臨床研究に係る利益相反については、特に慎重な対応が求められる。
- 患者の生命・身体に関わるとともに、医学研究の現場で治療法が考案され、その現場の研究者が治験を実施し、かつ、研究者自らが考案した治療法を商業化するベンチャー企業の事業に関わることが多いという特性があるため。
- 通常利益相反マネジメント・システムに加えて、さらに厳格な対応策をとることも考えられる。本報告書の内容を踏まえつつ、医学・医療関係者を交えて十分な議論がなされることが望まれる。



# 2年前に指摘 医学・医療分野の利益相反

# 大学の思考停止



# 利益相反管理は11大学のみ 2004年6月現在

利益相反に対応するポリシーや管理体制を整備したのは  
22/89大学

岩手大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京農工大学、横浜国立大学、山梨大学、岐阜大学、静岡大学、名古屋大学、名古屋工業大学、岡山大学、広島大学、徳島大学、愛媛大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、宮崎大学、琉球大学、奈良先端科学技術大学院大学

そのうち利益相反ポリシーを策定したのは20大学  
利益相反マネジメント体制を整備したのは11大学

(2004年6月現在、文部科学省技術移転推進室調べ)

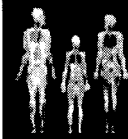


# 大学/研究機関の思考停止解除 研究費拠出機関の要請

- 米国では、NIH(国立衛生研究所)、NSF(全米科学財団)

連邦規則により、大学への助成金交付の際の条件として、利益相反ポリシーを整備していること、研究者に対し金銭的利益の開示を要求していること等当該大学において一定の対応策がとられていることを求めている。

- 日本政府や研究資金拠出機関が、直ちに利益相反ポリシー策定と運営整備を義務つける必要がある。



# もうそろそろ、再検討すべき 大学教員の 研究成果活用企業役員兼業

- 大学からの創業を促進するために、やむをえない措置だった。(2000年度)。国立大学法人化も終了、歴史的任務は終わった。
- 創業者利益の確保
- 利益相反、職務相反の巣窟となる。
- 代表取締役は、早急に対処すべき課題

